

各市町村長
各消防補償等組合管理者
各水防組合管理者
水害予防組合管理者

} 様

消防団員等公務災害補償等共済基金
常務理事 中村 賢

療養費用算定基準細目の一部改正について（通知）

厚生労働省労働基準局において「労災診療費算定基準について」（昭和 51 年 1 月 13 日付け基発第 72 号）の一部が改正されたことに伴い、今般、療養に要する費用の算定に関する基準の改正について（昭和 63 年 9 月 1 日消基発第 305 号）別添 2「療養費用算定基準細目」の一部を別添のとおり改正したので通知します。

なお、この改正の概要は下記のとおりですので、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

記

第 1 改正の概要

診療に要する費用の算定基準

1 再診料

- (1) 労災保険において再診料の診療報酬点数が改正されたことを踏まえ、再診料を 1,430 円としたこと。
- (2) 診療報酬の算定方法（平成 20 年 3 月 5 日厚生労働省告示第 59 号）の別表第一医科診療報酬点数表の再診料の注 3 に該当する場合は 720 円を算定できることとしたこと。
- (3) 歯科、歯科口腔外科の再診料について、他の病院（病床数 200 床未満に限る）又は診療所に対して、文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、当該医療機関を受診した場合の定額負担料（健康保険における選定療養費）を傷病者から徴収した場合の再診料を 1,030 円としたこと。

2 入院基本料

入院基本料については、原則として、入院診療計画に関する基準を満たすことを算定の要件としたこと。

3 入院室料加算

入院室料加算に係る地域区分につき、令和 8 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 7 号「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添 3 第 8 の別紙 1-1 及び 1-2 に基づく区分としたこと。

4 リハビリテーション

休日リハビリテーション加算及び特定の患者に離床を伴わずに 20 分以上個別療法

であるリハビリテーションを行った場合については、健保点数表に準じるものとしたこと。

5 職業復帰訪問指導料

医師の指示を受けて訪問指導を行う職種に言語聴覚士を追加したこと。

6 リハビリテーション情報提供加算

医師の指示を受けてリハビリテーションの情報提供を行う職種に言語聴覚士を追加したこと。

7 職場復帰支援・療養指導料

(1) 医師の指示を受けて職場復帰のために必要な説明及び指導を行う職種に言語聴覚士を追加したこと。

(2) 高年齢（60歳以上）の傷病者に対して、就労に当たっての療養上必要な指導事項及び就労上必要な指導事項を記載した「指導管理箋」を交付した場合には150点を加算できるものとしたこと。

8 社会復帰支援指導料

高年齢（60歳以上）の傷病者に対して、個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた具体的な指導等を行った場合に100点を加算できるものとしたこと。

9 診断書料

労災保険における支給状況を踏まえ、6,000円としたこと。

10 その他必要な字句の整理を行ったこと。

移送に要する費用の算定基準

自家用自動車を使用して移動した場合であって、実費の算定が困難な場合の費用は、当該傷病者の移送に要したと認められる距離（その距離に1キロメートル未満の端数が生じた場合には、切上げ）に応じて、走行1キロメートルにつき37円として算定した額としたこと。

文書料に要する費用の算定基準

労災保険における支給状況を踏まえ、該当する各区分における支給額を増額したこと。
(改正前：2,000円～5,000円 改正後：2,200円～7,000円)

第2 適用日

改正後の各算定基準は、令和8年6月1日以降の診療、移送及び文書料に係るものから適用する。

ただし、診療に要する費用の算定基準のうち診断書料については、令和8年6月1日以後において発生した事故に係る診断書について適用する。

第3 備考

改正後の療養費用算定基準細目については、当基金ホームページの「諸規程」から参照されたい。